認知症介護相談事業 (案)

1 目的

この事業は、認知症介護指導者による認知症介護についての専門的な相談を行い、認知症の人と家族への支援を行うことを目的とする。

2 相談事項

- (1) 介護保険サービス等の利用
- (2) 家族等の接し方
- (3) 関係機関の紹介
- (4) その他必要な事項

3 対象者

相談の対象は、相談を希望する区民および関係者とする。

4 定員および相談時間

相談の定員は1回3名とし、相談時間は1名40分程度とする。

年間回数 4所×3回 計12回(3名の認知症介護指導者で割り振る) 日程 未定

5 実施場所

相談の実施場所は、高齢者相談センター(地域包括支援センター)とする。

6 実施方法

- ・相談を希望する相談者は、センターに直接申し込むものとする。
- ・センターの認知症地域支援推進員は、相談内容を精査し、本事業の相談 の対象に該当するかを判断し、認知症介護相談事業相談予約簿に記録する。
- ・相談主訴について、事前に認知症地域支援推進員と認知症介護指導者間 で打ち合わせを済ませた後、相談に応じる。
- ・相談を実施した後、相談記録票を作成し、保管するとともに、認知症介護指導者の助言を基に、必要に応じ支援計画を作成し、支援を開始する。

(参考)

○認知症介護指導者

認知症介護指導者は、認知症介護研究・研修センター(全国3か所)が実施する認知症介護指導者養成研修を受講後、認知症介護の専門職員として都道府県等が実施する認知症介護実践者研修等について企画・立案に参画し、講師として全国で活躍している。

また、介護専門職に対する人材育成の関与に加え、認知症介護指導者自身が所属する事業所を中心とした地域の指導者としての役割も担っている。